九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近世における地方神社の触頭支配確立 : 香椎宮奉幣使発遣を契機とした福岡藩桜井神社の触頭化をめぐって

田中, 由利子
九州大学大学院比較社会文化学府

https://doi.org/10.15017/21901

出版情報：比較社会文化研究. 31, pp.43-58, 2012-03-05. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

『比較社会文化研究』第31号（2011）43～58
Social and Cultural Studies
No.31（2011），pp. 43～58

近世における地方神社の触頭支配確立

― 香椎宮奉幣使発遣を契機とした福岡藩桜井神社の触頭化をめぐって―

田中（タナカ）　由利子（ユリコ）

はじめに

本稿は、近世における地方神社の触頭支配確立の背景について検討するものである。このことを検討することにより、領主と信仰及び吉田家本所における一地方神社神職の支配をも明らかにできるのではないかと考える。

神社の歴史は長く種類もさまざまである。古代では延喜式神名帳に記載された式内社があり、室町時代中期頃までには二十二社の制度が確立し、各国には一宮・二宮・三宮などが指定された*1。また、国庁の近くに一社を建て管内諸神を合祀し、惣社（総社）とした*2。このような諸大社*3は近世においては、広大な所領を没収されたのち、幕府・藩・朝廷という保護者をもち*4、直接・間接の秩序化を受けつつも旧来の神社組織を温存させる傾向にあった*5。このような神社に対して、中小神社の中世から近世への変化をみると、神社を氏神として一族の結合や地域支配に役立てていた保護者であるところの武士（在地領主）が、戦乱や兵農分離さらに改易・転封その他の理由により、その土地・神社から離れたことから、それらの神社・神職は新たな保護者を地域の村落・農民にもとめざるをえなくなった*6。ここでは、大社ではないこのような地方の中小神社を地方中小神社と呼ぶことにする。

幕府は、自らの体制に包摂するために、寺社を含む各宗教の組織化を図り*7、大小の神社と神職に対しては、寛文五（一六六五）年、「諸社禰宜神主法度」を交付し*8、神社並びに神職の整理・序列化を行い、組織の頂点に権限を与えることで組織内部を統制させる*9と共に、神祇管領長上を名乗る公家吉田家に神職支配の礎石を与えた。そこで、吉田家はこれにより神道裁許状の交付、官位の執奏を通して、諸国の神社・神職を支配下におくべく、その推進をはかったのである*10。

神社組織の触頭*11については、領主権力によって触頭が決定される場合と、前代以来の地域有力社が保持する既存組織が利用される場合があり、前者の場合でも郡や郷などにおいて展開してきた在地の神職組織に依拠することは多かった*12。そして、地域大社は触頭制度に組み込まれなかった*13。

江戸幕府の法令通達の一般的手順は代官－領主－地頭などより、名主（庄屋）－組頭－百姓代など村役人へと行われたが、吉田家の触については、別に頭支配の組織ある場合はその機構が利用された。土岐昌訓氏は武蔵国の事例を取り上げ、宝暦九年八月の諸国大小の神社調に就いて「右之通致吟味、其所之奉行所、御料は御代官、私領ハ領主、地頭ニて取調、書付鳥居伊賀守方へ可被差出候」と言いながら、「但、頭支配有之面々は、其頭々より書付可被差出候」と附記されていて、寺社奉行の直接配下に触頭の存在を認めうることができ、中央官制（寺社奉行）と地方官制の関係と同じく、触頭との関係も当然に予測される*14としている。

ここでは、福岡藩の神社組織において、由緒歴史の短い一中小神社が、ある事件をきっかけに藩主より「領国の惣司」と任命されたことにより、福岡藩の神社神職組織の頂点である触頭となっていく背景を考察する。これにより、福岡藩の触頭統制及び吉田家（本所）の福岡藩における地方中小神社統制確立をも明らかにすることができると考える。

惣司とは、一般的に「全体を支配する役、またその役所*15」と認識されるが、ここでは神社神職組織においての触頭として扱う。

1　桜井神社*16の成り立ちと他の中小神社

⑴　福岡藩触頭桜井神社の成り立ち

福岡藩藩主黒田家の藩主記録である「黒田続家譜」に「櫻井の神社ハ當国志摩郡櫻井邑にあり尤壮麗なる社なり。摂社も多し。忠之の創立し給ふ所なり。寛永九年営作成就し、京都より吉田兵部少輔治忠を招請して、神事を行ひ社号を與土姫大明神とあかめ奉る。其濫觴甚奇異なることあり。忠之崇敬浅からす、神領を寄附し神賽數多献納をかせ給う。今に至りいよいよ繁昌し、その神主浦氏は當国社人の惣司となれり*17」とある。忠之とは、福岡藩二代藩主のことである。桜井神社の始まりは、慶長十五（一六一〇）年、桜井村一体に風雨雷電がおこり、

桜井に住む浦新左衛門の妻（乗鞍）が神がかり、その後、乗鞍の託宣が的中するため参詣者が増加したというものであった。その評判は二代藩主忠之にも及び*18、忠之は乗鞍に信頼を寄せ信仰する。桜井神社は忠之により寛永六（一六二九）年から社殿の造営を開始し、同九（一六三二）年完成する。社号を與土姫大明神とし、浦氏は忠之より領国の惣司に命じられたというものであった*19。

忠之がこのように桜井神社を外護するのには理由があった。それは、寛永九年六月、福岡藩の筆頭家老栗山大膳利章により、忠之が反逆の罪で幕府に訴えられるという御家騒動（黒田騒動）*20に依拠する。忠之は桜井神社に黒田騒動における勝利を祈願*21したとされる。翌年の幕府裁定では、忠之は幕府より一度は領地を召し上げられたものの、藩祖黒田孝高（忠之の祖父）、及び初代藩主長政（忠之の父）の功績により再度領地を安堵される。與土姫大明神に祈願することにより、ことなきを得た*22と信じる忠之は、桜井神社に京都から吉田治忠を招請して神事を執行させ、慶安二（一六四九）年、第二代宮司浦毎成を京都に行かせ吉田流の神事を学ばせ、帰国後、浦氏を国中社家の惣司となすのである*23。忠之の跡を継いだ第三代藩主光之もまた、桜井神社に社地を寄進するなど篤く崇敬し、寛文十三（一六七三）年、当時両部神道だった桜井神社を唯一神道となした*24。

⑵　桜井神社の神職組織触頭の位置付け

神職組織にとっての触頭は、社家頭、組頭、社頭、弊頭、注連頭などとも呼ばれ、神職集団の頂点にあって、領主や吉田本所と配下神職の伺達を仲介する役割をにない*25、地域的な組織やネットワークの基となっていた*26。

秀村選三氏は、近世において福岡藩領の中小神社神職は、同国の触頭志摩郡桜井予土姫社大宮司浦氏（桜井神社浦氏）の支配下であったとし*27、高埜利彦氏は、筑前国は吉田家による組織化が進んでいるが、その組織化の時期・程度は不明でこれは大きな課題である*28としている。廣渡正利氏もまた、桜井神社は吉田家の触頭的役割を果たした*29としているが、何れもその触頭確立時期は明らかにしていない。ここでは、桜井神社が他の中小神社よって触頭として認識された時期を検討していく。

残存している桜井神社浦氏自身の達書や書状の中で、時期的に一番早いのは瞥見の限り波多野家文書*30の中の宝永二（一七〇五）年の「浦多門達書」である。これは、神社調査依頼の通達で、浦氏の領国での触頭としての役割が見られる。神社差出において、宛名として浦氏の名前が出てくる文書は、同文書で元文五（一七四〇）年に記された「伊藤伊賀守対書問答書*31」である。これは、中間村笹隈大明神の産子をめぐって波多野陸奥守と伊藤伊賀守が対立した際、伊賀守の対書に対する波多野陸奥守の返答書を納めたものである。その中に、それまでに三度神社書上を出したとする記述がある。延宝八（一六八〇）年、宝永二（一七〇五）年、享保二（一七一七）年である。一度目の延宝八年に出したとする神社書上には桜井神社浦氏の名前はない。二度目の宝永二年では、「桜井大宮司浦多門様江差出申候」とあり、先の「浦多門達書」の回答と思われる。三度目の享保二年の神社書上では、「桜井大宮司浦治部少輔様江差出申候」とある。そのあとの同文書では、宝暦九（一七五七）年十月十五日の「桜井信濃守江差出申候神社目録抜書是京都御用ニ付江戸ヨリ御触諸国大小之神社差出有之控ニ而御座候尤御触状写有」などと、桜井の名前は頻出してくる。この宝暦九（一七五七）年は幕府が全国に命じた神社調査であった。

また、吉田家関係では、福岡藩儒者青柳種信の高弟で『太宰管内志』の著書で有名な伊藤常足（古物神社九代神主）の家文書である伊藤文書*32の中で、常足の先祖において、常重（四代）の「寛文七年六月十九日　吉田家ノ許状ヲウク（侍従卜部兼□）初メ種重ト云」や、常信（五代）の「元禄十年四月六日　吉田家ノ許状ヲウク　神祇管領長上正三位□兵衛督卜部兼連」、常利（六代）の「享保三年二月八日　吉田家ノ許状ヲウク　従二位卜部朝臣兼敬」、常行（七代常足の祖父）の「元文五年三月廿七日　吉田家ノ許状ヲウク（正三行右兵衛督兼神祇権大副侍従卜部兼雄）初ノ号主税」、常成（八代常足の父）の「安永四年三月二十四日常行ノ子常成吉田家ノ許状ヲウク（正二位兼雄卿）」などとあり、直接吉田家へ行ったもようで、上京時の桜井神社浦氏の添え状は見あたらない。

先の波多野家文書においても、万治四（一六六一）年に「波多野河内守正次後治部ト号万治四年初而両部習合神道相改吉田御本所御裁許状頂戴仕候様･･･*33」と、吉田本所より裁許状を得ているが、ここでも桜井神社浦氏の介在は見えない。また、この時すでに波多野家では両部神道を改めている。これは、桜井神社の唯一神道化の寛文十一（一六七一）年より十年早い。その後の延宝八（一六八〇）年の「正次譲状*34」では、「京都吉田ニ上リ我等崇敬ノ神々吉田ノ神名帳ニアラシ、神道ノ許状頂戴イタシ、神太夫ヲ改波多野河内守と御許状被下也」とあり、「宝永二年吉田御本所御裁許、波多野飛騨守と頂戴仕候･･･（中略）大宮司波多野相模正氏　享保廿年吉田御本所御裁許、大宮司号、十八神道相伝仕ル*35」と、両年とも「吉田ニ上がり」と、桜井神社を仲介することなく直接京都吉田家へ出向いたもようである。また、元文五（一七四〇）年に波多野主殿が浦民部少輔に提出した「先

祖古証文系図書控写[*36]」では、「一私先祖数十代以前ヨリ代々知来申候処、先祖相伝大内義隆公ヨリ天文十七年大宮司職社田等之御判物、宇都宮氏麻生家御代々御感状数十通有之候処･･･」と、由緒歴史の長いことを述べている。このように、吉田家の許状授与においての桜井神社の介在は延享期以前は見えない。また、桜井神社浦氏の名前の出てくる宝暦九（一七五七）年は、延享元（一七四四）年の香椎宮奉幣使発遣（次章で説明）以降であることに注意しなければならない。

つまり、領国の触頭としての桜井神社浦氏自らの発露は宝永二（一七〇五）年頃ではないかと思われる。その後、享保十五（一七三〇）年から十六年にかけて寺社奉行隅田清作からの触状が浦民部少輔（毎和）に出されていることより[*37]、桜井神社の触頭としての役割を確認することができる。また、吉田家よりの許状授与においては、延享元年以前は桜井神社の吉田本所の触頭としての役割は見えない。

そこで、近世において三度行われた香椎宮への奉幣使発遣を取り上げ、福岡藩においての奉幣使発遣関係情報の伝達ルートの変化と、触頭桜井神社の置かれた立場を明らかにすることで、福岡藩における桜井神社による中小神社統制の実態を検証していく。

2　香椎宮奉幣使発遣と桜井神社

奉幣使とは、天皇の命により天皇の即位報告や国家異変に対する安全祈願のために神社・山陵に幣帛を奉献するため派遣される使者の事である。宇佐宮・香椎宮奉幣使については、中世動乱期の長い中絶を経て七社奉幣使[*38]と共に延享元（一七四四）年の甲子の年に再興、続いて文化元（一八〇四）年の甲子の年、元治元（一八六四）年の甲子の年と、近世において三度行われた。宇佐宮・香椎宮奉幣使の一行は京都よりまず豊前国宇佐宮へ行き、その後、筑前国（福岡藩）香椎宮に行くという行程であった。香椎宮における奉幣の儀式は延享元年十月二十二日、文化元年四月十三日、元治元年六月二十二日であった。ここでは、それぞれの奉幣使発遣を延享度、文化度、元治度と略称する。

近世の奉幣使における先行研究では、幕藩制と天皇・朝廷との関係という視点や、吉田家との関連から研究されているものが多い[*39]。香椎宮奉幣使関係の先行研究では、筑紫豊氏は香椎宮奉幣使発遣は福岡藩の神仏分離と排仏思想の徹底に寄与し、大きな推進力となった[*40]としているが、今回はこのような論点とは異なる触頭確立という視点からみていきたい。

⑴　延享度香椎宮奉幣使発遣

まず、延享度香椎宮奉幣使発遣の情報伝達をみてみると、延享元年三月朔日、幕府老中松平伊豆守信祝より福岡藩主黒田継高宛ての奉書が福岡藩江戸留守役へ、「此度香椎宮え奉幣使被遣候間、可被得其意候･･･[*41]」と渡され、香椎宮奉幣使発遣の旨が達せらる。

また、同年九月七日吉田家より福岡藩家老立花勘左衛門へ、国中官位のある社家は前日より香椎宮に詰めるように通達するよう取り計らいの依頼がくる。

【史料１】香椎宮文書[*42]

以別紙得御意候勅使御発遣ニ付自吉田鈴鹿周防守差下被申候間宜御頼申候且亦御領分官位申上候社家別紙書付之輩者前日ヨリ香椎宮へ相詰候様被仰付可被下候其外御領内御通筋近所之社家方御通筋罷出官幣致拝礼右吉田家之役人へ出会候様是亦被仰渡可被下候依而御願申上候恐惶謹言

九月七日　　鈴鹿將監
　　鈴鹿采女
　　鈴鹿筑前守
　　鈴鹿周防守

立花勘左衛門様

（別紙）

覚

筑前国志摩郡与止姫大明神大宮司　浦民部少輔
同 国那珂郡住吉神社之社人　宮崎主殿頭
同 国鞍手郡直方多賀神社大宮司　青山内蔵権頭
同 国遠賀郡杉守大明神之大宮司　千々和出羽守
同 国鞍手郡若宮八幡宮之大宮司　斉藤織部正
同 国遠賀郡浅木大明神之大宮司　門司隼人正
同 国那珂郡櫛田大明神之神主　祝部宮内少輔

右者官位被成下候輩二候兼而京都礒野金左衛門殿迄申入置候定而御通達も可有之哉と存候已上

九月七日

上記の達書より、この時点での福岡藩における官位のある者の吉田家の認知は、以上の七人であることがわかる。また、ここで注目すべきことは、桜井神社浦氏は筆頭に記されているものの、触頭の名称はなく一官位授与者として他の社家頭取と同等に扱われていることである。延享度の藩からの伝達は桜井神社と吉田系神道の者（例えば遠賀郡浅木大明神之大宮司　門司隼人）にもあった[*43]。吉田家の触頭としての桜井神社浦氏の認識はなく、元文・寛保期の成立と推定される吉田家旧蔵「諸国社中人別帳[*44]」（延享度奉幣使発遣以前）には、肥前、肥後などの触頭の記載はあるものの、筑前そのものの記載はない。延享度において、桜井神社からの他の中小神社への（吉田家の触頭としての）奉幣使発遣についての直

接伝達指示は管見の限り見当たらない*45。

しかし、九月十日付けで吉田家家臣鈴鹿周防守は桜井神社浦民部少尉へ「･･･御領主へ御頼申貴様ニも前日ヨリ香椎宮へ出勤候様申入候尚又其節委細申入候、其元社家方随分ニ申合香椎へ罷出候而本所之御機嫌被窺候様ニ御取計可被成候･･･*46」と、福岡藩の社家触頭として前日より香椎宮に詰めることと、社家中とも申し合わせ、本所の機嫌をとることを指示している。桜井神社は唯一神道であり「福岡藩の惣司」であることには間違いなく、伊藤常行（常足の父）が延享度直後に記した「覚書*47」では拝礼の時「国中社家拝礼之支配並御宮惣而之支配として詰方ニ被相成候」と、領国の触頭として浦氏はしかるべき場所に並び、任務を遂行したことは明らかである。この視覚的効果は二度目の文化度の奉幣使発遣に繋がる大きな布石となることは考慮すべきである。

延享度奉幣使発遣が終わった後の桜井神社の触頭役としての権威がどの程度のものであったかをみてみる。

延享度奉幣使発遣から十八年後の宝暦十二（一七六一）年七月、福岡藩の支藩である秋月藩嘉麻郡馬見神社社家江藤氏*48は跡目許状取得のため京都吉田家本所へ行く。その時の口上書で「私儀此度罷登継目之御許状奉願候ニ付頭役浦下総守方江罷出願名靭負藤原貞重と奉願度旨申候間添簡ニ右之趣可申上と奉存候右添状請取申候而在所江罷帰り支度仕罷在候内黒田甲斐守殿死去ニ付相続豊松殿実名長重と申候由被触且又領主之縁家ニ上杉靭殿と申方出未申候由承申候然者願名実名共ニ差閊申候ニ付添状取替申度存候得共下総守方迄者弐拾里餘りも有之其上急ニ便船有之候旨申候ニ付無是非乗船仕罷登申候帰国仕候上頭役江者私ヨリ右之断可申出候間此度対馬守藤原貞常と被成下候様ニ奉願候依而為後証差上申口上書如件*49」とある。

江藤氏は、跡目相続許可願いのため浦氏の添状をもらう。しかし、帰宅したところ秋月藩黒田甲斐守の死去の情報があり、次期の領主の実名及び領主の縁人の諱の一字が江藤家が願い出た跡目の名と重なったため、本来なら頭役浦氏添状の取替をするべきところ、桜井神社の場所が遠いのと、丁度船便があったので浦氏の添状を取り替えることなく吉田家へ行く。浦氏へは、帰国後、事後報告すると吉田家に伝えている。明らかに触頭浦氏の権威を軽視していると思われる。

河野元子氏は秋月藩においては延享度奉幣使発遣後の宝暦九年に吉田家の流派が増加した*50としている。にもかかわらず、桜井神社に対する触下の中の由緒歴史の長い有力神社の認識は以上のようなものであった。その後、明和七（一七七〇）年の伊藤文書では、「国中ノ社家ノ宗旨桜井見届トナル*51」と、桜井神社が触頭として社家中を見届けたと記されている。

⑵　文化度と元治度香椎宮奉幣使発遣

延享度奉幣使発遣を契機に桜井神社内での業務運営システムが確立したと考える。それは、享和三（一八〇三）年十二月七日*52の桜井大宮司より文化度の奉幣使発遣の件で内談したいため階位のある社家頭取に招集をかけている指示書で、その差出名桜井大宮司の下に「役所」と書かれているからである。その後、社家頭取より桜井神社への書状の宛名は「桜井大宮司様御役所*53」となっていく。

文化度においての香椎宮奉幣使発遣の情報の伝達をみてみると、まず、幕府より福岡藩へ伝達がある。文化元年正月九日京都所司代青山下野守（忠裕）より京都聞役天野与左衛門へ「一、去七日御所司代青山下野守様ヨリ与左衛門儀御呼出之御奉書来ニ付罷出候所別紙御書付の趣此節従公儀被仰出候由公用人を以被仰渡候（中略）松平官兵衛家来江当春筑前国香椎宮江奉幣使発遣被仰出候付於彼之地取計儀諸事延享元年之振合を以差支無之様可相心得旨右社方之者江可申渡候･･･*54」と、達書がくる。松平官兵衛とは福岡藩十代藩主黒田斉清である。伝達ルート解明にあたり「奉幣使を青柳まで出迎る要請」を例にとってみると伝達ルートは以下のようになる。吉田家から桜井神社浦氏への書状である。

【史料２】伊藤文書*55

一筆致啓上候然ハ当年三月其御地香椎宮江奉幣使被為立候ニ付四辻中将公説朝臣被成御発遣候右ニ付先格之通其許黒崎迄被罷出御目見為案内香椎迄御千乗当日社頭へ被相詰国中社家中青柳迄為御迎罷越当日社頭へ罷出候様尤多人数之事ニ候得者差閊ニ不相成様心得候右等之趣取計可有之候尤国許家老中へも申入置候右可申達如此候以上

鈴鹿兵部　判
正月十三日　鈴鹿越前守判
鈴鹿筑後守判

浦常陸介殿

文化元年正月十三日、吉田家家臣鈴鹿播磨守から桜井神社浦常陸介へ、奉幣使を出迎えるため、国中の社家中に青柳まで来るように取り計らう旨の伝達である。同内容を福岡藩家老中へも既に達していることから、吉田家は福岡藩に通達したあと桜井神社へ青柳までの出迎えの指示を出した。その後の伝達は以下のようになっている。

【史料３】伊藤文書*56

右之書状昨十一日森六蔵ヨリ相達候条各相心得候而銘々組合中へ可被相達候尤弥不指閊様拝礼之用意可

有之候追々可相達候且又惣社家中者香椎ニ一宿秋山ヨリ御供之由申聞置候得共前文之趣ニ付いつれも香椎へ旅宿致候而早朝青柳迄御出仰之用意可然候以前も香椎江惣社家中致旅宿候ニ付東郡たりとも香椎ニ入込可相揃候無左候而者万端才判筋不行届候条必猥りニ外之処ニ旅宿之用意致間敷候其内拙者ヨリ惣社家中香椎旅宿之義一通申出候義ニ付遠郡たりとも香椎ニ出□無間違様可被致候従是も聞次両人香椎ニ指越置義ニ候日限等之義ハ追々可相達候且又鈴鹿播磨守へ頭取中面会之儀も其場所追而可申達候相伺度儀も候ハヽ勝手次第役所へ可被罷出候以上

桜井大宮司

子ノ二月十二日

宇和相模殿　豊丹日向殿　澤田和泉殿　入江備後殿
波多野飛騨守殿　幡掛但馬殿　門司陸奥介殿
水田安芸守殿　黒山上総介殿　長屋阿波守殿
斎藤織部殿　後藤摂津殿　西田上総殿　大野阿波殿

別紙ニ申し来る

位階者卅匁其餘者三匁宛申置候得共一日法令十八神道銘々モ格別之義ニ付壱人前銀ニ而六匁宛出納可有之候

この書状は文化元年二月十一日、寺社奉行（当該時、町奉行と兼帯）森六蔵からの「達」を桜井神社浦氏が受け（森六蔵からの宛名は浦常陸介殿となっている）、翌十二日、桜井大宮司は十四人の社家頭取へ奉幣使を青柳まで出迎えるよう社家中へ達する旨を命じている。【史料２】と同内容で、遠郡であっても間違いないよう参加するよう念を押し、参加費用も明記している。この「青柳出迎え」は、三月廿八日、「御国中社家中青柳迄罷出勅使御供仕香椎宮御作法之節御社頭へ相控御作法拝見仕候様尤大勢之義ニ付万端□入候様森六蔵ヨリ書附を□口達候事　右被仰付候趣被得其意組合中へも不洩様可被相達候以上[*57]」と、再度の寺社奉行森六蔵からの伝達を桜井大宮司は頭取中へ通達した。

このように、文化度では吉田家より福岡藩へ、福岡藩の伝達ルートで寺社奉行森六蔵から桜井神社浦常陸介へと伝達があり、桜井大宮司（浦氏）から社家頭取へ、社家頭取から社家中へ伝達している[*58]。それに平行して吉田家からも桜井神社に伝達が行われているのがわかる。

福岡藩において奉幣使発遣に関する社家中への伝達ルートの変化は、延享度では朝廷→吉田と幕府→福岡藩→頭取中→社家中へ、別口で福岡藩→桜井神社（福岡藩触頭、吉田神道系の有力神社として通達）となっていた。桜井神社の中小神社への伝達ルートは延享度奉幣使発遣を契機に確立していき、桜井神社役所も機能する。文化度においては、吉田家からは、福岡藩（寺社奉行）と桜井神社へ、そして、桜井神社→社家頭取中→社家中と、結果的に吉田家の触は桜井神社を通して中小神社へ伝達することなった[*59]。このように、福岡藩における奉幣使発遣に関する伝達ルートは、文化度において桜井神社の触頭としての役割が明白となる。吉田家は奉幣使発遣の伝達を既存の福岡藩の神社伝達ルートを利用し、桜井神社を吉田家の触頭としたと考えられる。このことは翻って福岡藩における触頭桜井神社の触下神職の支配確立にも貢献したといえるのではなかろうか。

文化元年四月十三日、香椎宮における奉幣の儀式は執行される。この文化度の奉幣使発遣にあたって、桜井神社は吉田家より領国触頭として認知され、その地位は確固たるものになってくる。例えば、浦氏は文化度の奉幣使発遣にあたり、「此節者神職之上ニおゐて実ニ無此上大切之勤ニ付各無忘却諸事被致出精装束はしめ一切相改不敬無之様ニ可有之候自然等閑ニ相心得候面々は遂吟味退職申付事ニ候・・・[*60]」と、今回の奉幣使発遣の重要性を説き、もし等閑する者達があれば調査して退職させるという強い態度で郡々頭取中（社家頭取中）へ達している。

このように、触下となる他の中小神社に対する触頭としての桜井神社浦氏の権威は認識されたかにみえたが、浦氏の心境は複雑であったことが以下の文書で推察できる。この桜井大宮司浦常陸介の覚書には日付はないが、文化度奉幣使発遣の直前か直後に記されたものと考えられる。この有力社家頭取である波多野家に残っているということは、他の社家頭取も目にしたものと考えられる。

【史料４】波多野家文書[*61]

浦常陸介覚書

延享元甲子年香椎宮奉幣使之節浦民部少輔江従御上被仰付振リ並民部少輔先祖毎成ヨリ之家格ニ依而内決之上御口々江相伺被仰付ニ依而執計方文化元甲子年香椎宮奉幣使延享之御先格ヲ□レ御相違無之二付銘々躰ニ至迄御先格之通被仰付猶又念ヲ入御国中惣社家中御作法拝見仕候儀先格ニ依而常陸介支配ニ無之社家中一統ニ拝礼之指揮被仰付侯依而延享元文化元両度之趣意事

一予存念御国命之上ニ而被仰付無之外聊も不取計候

一御国命常陸介黒崎迄出張仕御領内御先乗可侯事々花房久七ニ被仰付置候条可任其意ニ由被仰付侯事物知庄屋一人御付被成候事

一御国中諸社家中御作法拝見被仰付侯事

一右拝見ニ付非礼等無之様一統ノ被任宰判由被仰付侯事右御先格ニ依而被仰付此外被仰付方無之候且

又右御作法拝見ニ付而ハ宰判見込通リ申上候様被仰付即申上候処其旨執斗候被仰付ニ依て取計候被仰付依て常陸介執計候儀少も間違筋無之候事

一延享香椎宮奉幣使之節武内家ニ合力鈴鹿周防守申談シ少も御指閊無之様ニ自分奉仕と相心得出精仕候様国命有之候右香椎宮奉幣使一件常陸介家記ニ委シ此度ハ武内出雲守且香椎一社家中不行届儀モ無之人躰而已ニ付而ハ秘シ是ヲ不出候《其趣ハ神職一統ニ相因儀ニ付而ハ元ヨリ□ニ力ヲ可添事候此節聊も右等之趣口外ニおよふニをゐてハ威を貪にて本意ニあらず且ツ予ハ与止妃宮之社司なれハ時之国命ニ依て相勤処也依てハ此度も先格ニも有之勅使御作法之節一ツ役ヲも勤よと鈴鹿氏申けれと先ニハ国命有而巨細御社辺ニモ立さハルニつきて勤めしならん此度ハ勤むへき理ニあらすとて却而後年之恥トテ辞退ス又口ヲ添人も有ど我心ニ不叶ニ依而打捨置ぬされども又事を糺シ有の儘ニ出す後年之障リニも相成ルへき趣ハ一々糺シ度事候》延享元文化元共黒埼駅迄予家より御迎ニ罷出騎馬ニ而御先を相勤儀ハ民部少輔が趣意を以御口々ニ奉窺被仰付候ニ依而相勤候其趣意荒増左ニ記ス

一忠之公御代与止妃大明神ニ忠之公深キ御神縁有而御崇敬被為有毎成神職ニ御取立御国中社家惣司役被命家柄共此乱世之後不遠何れの神社も衰微ニおよひ神職も其伝を失ひ候を取立一統神祇官領吉田家之御門下ニ相成候且ツ寛永嶋原御陳御発向之節御供ニ被召連荒々支配下之神職も罷出候又正保長崎異船渡来之節も御供ニ被召連候於御出張先ニ御武運長久奉祈念御本陣守護御軍役ニも被召仕御帰陣以後弥支配社家中取立候様被仰付先々御軍役ニ被召仕趣委細愛ニ略ス右家筋ニ依て奉幣使御当国御入込之節御国堺二罷出御官幣前非常を正シ官服を着シ御先仕候右之趣ハ御国中社家役頭ニ御先君被為命置候上ハ武ヲ兼帯之神職役儀之趣御口々ニ申出相窺御国命有之上ニ而相務候事

一勅使ヨリ之被仰付吉田家ヨリ之下知御国命右御口々ヨリ被仰付方其御下知ニ依而下々迄取斗候儀ニ候得ハ是非共後年ニ残リ候儀ハ聊之儀迄も得と相調子いか程足下ニ見下シ候ロ々たり共一応ハ穿鑿無之而ハ後年御上の御厄介ニも可相成哉目前予か支配之社家中混雑をも見及右ハ不審儀有之ニ付相記シ置候事

（後略）

浦氏の心情を記したこの覚書では以下の様に綴られている。

延享度・文化度の奉幣使発遣で、先導ほかの役目を遂行したのは国命であり、また吉田家の下知であり、自ら取り計らったものではないとする。その役割を仰せつけられた根拠は福岡藩二代藩主忠之が与止妃大明神に深く帰依・信仰され、先祖である毎成を神職に取立て、国中社家惣司役を忠之より命じられた家柄であると、浦氏は桜井神社の由緒を語る。いかに口々に足下に見下しされようとも、この成り行きを言っておかないと後年問題が起こらないとも限らないし、社家中にも混乱が見え、不審に思う者もいるので記して置くと、桜井神社批判の中小神社神職達に対し弁解するのである。文化度奉幣使発遣においてでさえ、何故浦常陸介がこのような釈明文を書かなければいけなかったのか、それには一考すべき問題が内在していると考える。それは、他の中小神社の神職達の反発だけだったとは考えない。それら中小神社を氏神とする氏子達の反発でもあったのではなかろうか。

そして、文化度奉幣使発遣以降の桜井神社浦氏の実態は違ってくる。①文政年間以降の養子・跡継ぎ問題に介入[*62]、②文政十一年、嘉永二年の護身神法の吉田家の代行授与[*63]、③嘉永六年の吉田家への跡目相続及び十八神道・官位昇進等に桜井神社浦氏の添状[*64]などの吉田家の触頭役割と、④寺社奉行からの触状[*65]を社家頭取、社家中へ伝達するなど、桜井神社浦氏は福岡藩の触頭としての役割を強化していく。

また、この桜井神社を触頭とする神社伝達ルートは福岡藩の行政面での情報収集手段として利用されるのである。

【史料５】宇和文書[*66]

去八月十四日之大風ニ而御国中並怪我人横我死□死牛馬等有無之儀御調之上　公義江御書上ニ相成候条触下中遂吟味右之有無触頭ヨリ一紙指出ヲ以来ル廿九日迄ニ可被申出候事

但本家堂宇等も半倒之分並蔵木屋倒之儀ハ書出ニ不及候

木下平介
宮本吉之丞
井手勘七

文政四巳
九月十六日

浦信濃守殿

文政四（一八〇七）年九月十六日、寺社役所（井手勘七など）より桜井神社浦信濃守へ、八月十四日の大風による被害状況を公儀へ提出するため状況把握を命じている。神社関係かと思いきや、「但、本家、堂宇等も半倒之分並蔵、木屋倒之儀ハ書出ニ不及候」と、神社の堂宇や蔵や木屋などの倒壊は書き出す必要はなく、村民及び

牛馬の被害を書き出すよう通達している。そして、桜井大宮司浦氏はそれを社家頭取の一人である宇和相模へ、また、宇和相模はそれを組中へ伝達している*67。福岡藩は大風における村民被害把握に神社支配ルートを利用している。本来ならば、このような行政伝達及び情報収集は、郡奉行*68より郡役所、そして、大庄屋より庄屋－組頭－組頭取〔庄屋－年寄－百姓代（組頭）〕で構成される村方三役を通じて行われてもおかしくない。藩はこのような情報収集は実質的な神社の信仰組織を使ったほうが詳細かつ迅速に掌握できると判断したのではないだろうか。このように、福岡藩では中小神社支配機能を行政面での情報収集手段の一つとして利用していることがうかがえる。

そのような中、元治元（一八六四）年六月二十二日、近世三度目の香椎宮での奉幣の儀式が行われる。伝達ルートその他全て文化度と同様に執り行われ、当日桜井神社浦氏の先導もと、領内中小神社神主（神職）とその後継者までの三百五十八人が奉幣使を青柳で出迎え香椎宮まで行進する。その行列が【表１】である。

この表からは、吉田家の社家中多数*69との要望により、社家頭取の祖父・親・兄弟・嫡子は勿論、次男・三男・孫に至るまで行列に参加しているのがわかる。吉田家の支配の深化がみられる。また、福岡藩の領国中小神社支配組織が明白に確認できる。寺社奉行直支配の大社を除く中小神社の社家集団は、二十一のブロックに組織的に分けられ、それぞれに頭取（社家頭取）が置かれ、その下の社家中を統括している。その全体の統括が触頭桜井神社であった。文化度における参集者三百八十人余り*70の神職のうち位階を有するものは三十四人であったが、元治度では一二六人*71と増加する。

土岐昌訓氏は武蔵国の事例を取り上げ、奉幣使発遣は吉田家を利用することで触頭の地位を保持したことが明

【表１】香椎宮奉幣使御参向之節青柳駅より社家中行列
（元治元年甲子）浦志摩守配下

							頭取以下人数	
1	鞍手郡新北村 社家頭取 金川陸奥守	古門村御礼式 伊藤阿波守	中山村 田部能登守	安藤加賀守	伊藤常雄	田部蔵人		17人
		金川伯耆守	田部河内守	田部土佐守	金川虎之進	田部左膳	田部主水	
		新入村 黒山三河守	新延村 藤井伊賀守	八尋村 安藤丹波	黒山式部	藤井左近		
2	遠賀郡上津役村 御礼式頭取 伊藤紀伊守	藤田村御礼式 波多野河内守	楠橋村 永留参河守	嫡子 千々和壱岐守	山崎多門	伊藤大内蔵		16人
		助勤広渡村御礼式 松本周防守	香月村 千々和石見守	〃 伊藤相模守	波多野神太夫	伊藤権大夫		
		香月村 千々和摂津守	垣生村 山崎対馬守	〃 松本郡頭大夫	永留安芸	永留大炊助		
3	遠賀郡下底井野 御礼式頭取 門司参河守	御礼式芦屋村 黒山遠江守	垣生付 千々和日向守	秋武但馬	黒山式部			13人
		御礼式中間村 伊藤伊賀守	門司若狭守	秋武陸奥	黒山右近			
		今古賀 松本加賀守	伊藤和泉守	門司　寧	秋武蔵人			
4	遠賀郡二嶋村 社家頭取 伊高阿波守	山鹿村 波多野土佐守	伊高陸奥守	中山加賀				10人
		御礼式上底井野村 佐野伯耆守	小竹村 中山伊予守	藤ノ木村 大藤周防				
		若松村 伊高伊豆守	佐野出雲守	波多野信之進				
5	下座夜須頭取三奈木村 宮原陸奥守	下座郡林田村 長田河内守	河内守嫡子 長田相模守	古賀典膳	相模守嫡子 長田　稔	陸奥守下社家 宮崎左門		14人
		夜須郡砥上村御礼式 大内田近江守	陸奥守嫡子 宮原安芸守	夜須郡長者町村 大内田出羽	近江守嫡子 大内田意足			
		下座郡林田村 内藤加賀守	夜須村東小田村 古賀出雲	加賀守嫡子 内藤主殿	二男 内藤宮門			
6	志摩郡社家頭政 行弘安房守	今津村 定直摂津守	小金丸村 片岡土佐守	泊り村 行弘隠岐守	御床村 御床陸奥守	芥屋村 小金丸丹後	芥屋村 小金丸貢	19人
		元岡村 奈良崎対馬	野北村 菊池丹波守	原村 重松伊豆守	元岡付 奈良崎出雲守	岐志村 山本参河	芥屋村 柴田真幸	
		御床村 御床近江	久我浦 宮崎周防守	馬場村 行弘紀伊守	岐志村 山本佐渡守	宮浦 当宮内	野北村 菊地　猛	
7	御礼式 裏粕屋郡 豊丹生日向守	新宮浦御礼式奉幣使御用掛 篠崎参河	下府村法令 安河内遠江	新宮浦嫡子法令 稲光駿河	御礼式嫡孫 篠崎留雄			13人
		青柳村御礼式奉幣使御用掛 渋田相模守	御礼式嫡子頭取助役 豊丹生六合雄	御礼式嫡子法令 篠崎伊賀	御礼式嫡子 渋田久太郎			
		谷山村目村 木梨伊予	新宮浦法令 稲光丹波	伊野村神主 豊丹生若狭	二男 木梨賢木			
8	遠賀郡簇住村 社家頭取 幡掛近江守	藤田村 波多野出羽守	枝光村 波多野大和守	波多野加賀	波多野正斗			13人
		目付熊手村 波多野安芸守	二村 千々和淡路守	波多野伊予守	千々和主税			
		杁村 岡摂津守	岡出雲守	波多野出雲	岡八太夫			

9	鞍手郡野面村 社家頭取 千々和伊予守	頓野村御礼式 早川陸奥守	渡辺沢翁	岩熊主馬	岩熊葉守					12人
		頓野村目付役 水田但馬守	上頓野村 渡辺丹波守	岩熊和泉	勝野大弐					
		勝野村 勝野安芸守	早川加賀守	水田直馬						
10	頭取 穂波飯塚駅 青柳摂津守	目付相田村 青柳紀伊守	高田 青柳淡路守	鷹田 須藤周防	周防祖父 須藤監物	山口 井上丹波	内野 吉田造酒	大田村 青柳大学	丹波嫡 井上大学	25人
		助勤土師村 高森陸奥守	椿 秀村安芸守	鷹田 宮本三河	淡路守父 青柳河内	三河父 宮本駿河	阿恵 青柳左門	式部嫡 青柳靭負	陸奥守嫡 高森靭負	
		中村 佐伯阿波守	大分 井上石見	閏野村 青柳式部	安芸守父 秀村丹後	大日寺 青柳遠江	伊岐須 青柳帯刀	石見嫡 井上浪江	阿波守弟 佐伯満ツ江	
11	早良郡 頭取怡土郡上原村 津田安房守 飯盛村 牛尾伊豆守	西町 平山対馬	姪浜村 殿上若狭	野芥村 池田河内	姪浜村 浦　三河	梅林村 小林静馬	飯盛村 牛尾帯刀			21人
		目付十六丁村 緒方和泉	同 殿上摂津守	内野村 長尾相模	残島 垣生出雲	姪浜村 三蔵陸奥	上原村 津田繁木	飯盛村弟 牛尾一馬		
		残島 垣波日向	東入部村 氏里出羽	姪浜村 三蔵中務	曲淵村 氏里上総	下山門村 冨山　司	十六丁村 緒方式部			
12	表粕屋郡 宇和相模守	南里村 大矢田出雲守	宮口淡路守	乙犬村 宮口石見	宇和要人	大矢田貢				16人
		仲原村御用掛 吉原周防守	豊丹生近江守	吉原村 原　但馬	庄村 橘　能登	原　満江				
		伊野村直礼 豊丹生出雲	尾仲村 佐々摂津	橘　丹後	吉原六合恵	佐々　登				
13	鞍手郡のぶ村 社家頭取 末松大和守	本城村 大村相模守	斉藤三河守	磯光村 長屋正雄	末松広江					12人
		水原村 斉藤飛弾守	金丸村 斉藤近江守	福丸村 斉藤丹後	斉藤斉宮					
		下境村 岩熊駿河守	宮田村 佐伯伊予	大村衛守						
14	那珂郡組頭取 坂井飛弾守	御笠郡原田駅礼式 山内参河守	御笠郡山家駅 鶴崎出羽守	那珂郡仲村 佐伯阿波守	隠居法令 坂井九十九	礼式嫡子 山内真幸	嫡子 鶴崎　進			19人
		一本木礼式奉幣使懸 鶴崎和泉	一本木嫡子 鶴崎出雲守	同春日 藤野紀伊守	同嫡子 堺若狭	席田郡立花村 大谷満江	同 坂井盤根			
		那珂郡山田村目附続目 堺丹波	御笠郡湯町 松崎伊豆守	同塩原 北崎石見守	御笠郡吉木 上野丹馬	博多洲崎町 林　数馬	同 松崎右近			
15	鞍手郡金生村 社家頭取 三木遠江守	稲光村 小方駿河守	三木長樹	斉藤石見	有木村 斉藤監物	小方主水				17人
		小伏村御礼式 国井伊賀守	堀陸奥守	下村 堀　常陸	沼口村 河野大内蔵	国井内膳	河野妥女			
		小方対馬守	山口村 小方丹波	倉久村 志井武雄	三木斉宮	志井左雄起				
16	秋月助勤 馬見村 江藤石見介	弥永村 松木伊賀守	上旧井村 青柳大和	弥永村 松木式部	能登嫡 高主水	式部嫡 松木　亘				16人
		東千手村 城加賀	栗田村 高能登	石見介嫡 江藤達馬	伊予同 桑野魚仲	大和弟 青柳右京				
		小野谷村 桑野伊予	下浦村 塩柄丹後	伊賀守嫡 松木匡寿	丹後同 塩柄主税	石見介二男 江藤弥久母				
17	嘉麻郡頭取 白土土佐	鯰田村 有光紀伊守	佐与付 白土能登	赤坂村 有光相模	山野村 西田安芸					13人
		土佐嫡子 白土丹波守	網分村 松岡主雲	上三緒付 西田出羽	岩崎村 山倉日向					
		立岩村 時枝伊予守	安芸嫡子 西田加賀	日向嫡子 山倉豊後	出羽父 西田常陸					
18	怡上郡井原村 組頭取 徳安常陸	多久村 高橋伊予	徳安大学	安藤蔵人						10人
		高祖村御用掛 上原安芸守	上原石見	上原八十丸						
		鹿原村 安藤土佐	上原　桂	高橋主水						
19	宗像郡 奴山村頭取 小方相模 田野村頭取 入江河内	王丸村御礼式 中津安芸守	藤原村 野口近江守	吉留村 宮本丹後守	内殿村 尾形対馬守	石丸村 古田若狭守	中村周防守	中村駿河	安部遠江	
		鐘崎浦御礼式 入江出雲守	吉留村 位賀河内守	須恵村 緒方参河守	上西郷村 伊東飛弾守	河東村 小方豊前守	津屋崎浦 吉村伊予守	吉留村 野口土佐	稲元村 胸肩和泉	
		東郷村助役 中村丹波	吉留村 安座上大和守	田野村 入江紀伊守	入江加賀守	奴山村 小方隠岐守	八並村 小方出雲	吉村石見	中津幸男	
			野坂村 中村勝之進	中村五十槻	伊東主税	緒方葉守	伊東三之丞			43人
		入江陸奥	河東村							
		許斐三渓	小方摂津	安座上清記	古田式部	入江右門	入江民部			
		福間浦 沢田清大夫	小方左内	野口殿衛	野口殿衛	入江主水				
20	上座郡組頭取 黒川村初重 熊懐石見 同郷 大庭村法会 古賀相模	池田村 神坂河内守	陸奥守子 吉田周防守	宮野村法令 吉松駿河	多々連村法令 上原和泉	佐田村初重 熊抱丹後	宝珠山村 大里能登	淡路子 梅崎大内蔵	石見次男 熊懐　東	26人
		古毛村目附役 上原出羽守	河内守子 神坂参河守	入地村法令 篠原加賀	星丸村法令 上原大和	大和父隠居法令 上原近江	福井村 梅崎淡路	相模子 古賀　中	三河守子 神坂舎人	
		池田村 吉田陸奥守	御礼式法令 小野伊賀	久喜宮村法令 吉田常陸	駿河子法令 吉松但馬	石見子 熊懐出雲	加賀之子 篠埼　恰	常陸子 吉田式部	出羽守弟 上原冨得	
21	嘉麻郡下中益村 頭取 大里安房	下益村安房嫡子 大里周防守	近江嫡子 西田上総	陣生村 西田近江	上座郡小石原村 熊抱丹波					13人
		下益村 大里伊賀守	因幡嫡子 山倉土佐	大隈町 石川摂津	牛隈村 大里出羽					
		同人嫡子 大里安芸守	摂津嫡子 石川和泉	下山田村 山倉因幡	同人嫡子 大里三河					

＊「門司家文書」より作成

計358人

らかにされている[*72]が、福岡藩においては逆に吉田家が福岡藩の触頭組織を利用することで、福岡藩における吉田家の勢力拡大を図った。また領内においても、香椎宮奉幣使発遣は触頭桜井神社の中小神社支配確立のチャンスとなった。両者（福岡藩及び吉田家）において香椎宮奉幣使発遣は、この上ない触頭統制の原動力となったと考えられる。

おわりに

近世において福岡藩志摩郡にある桜井神社は、近世初期に創設された歴史的に新しい神社であった。そのような神社が二代藩主忠之より「国中の社家の惣司（触頭）」に命じられる。一般的に触頭組織は、前代以来の地域有力社が保持する既存組織が利用される場合が多く、領主権力によって触頭が決定される場合でも、郡や郷などにおいて展開してきた在地の神職組織に順応したそれ相応の神社が触頭に決定されることは先行研究でも明らかであった。

桜井神社がなぜ触頭に任命されたのか、その理由は三つある。まず一つ目は、福岡藩藩主黒田氏は中世からの旧族居付外様大名ではない。関ヶ原合戦後の論功行賞により忠之の父長政は豊前国より筑前国（福岡藩）に入封してくる。つまり福岡藩においては新しい領主であった。そのため、黒田氏はこの国（福岡藩）の中小神社の信仰状態を把握していなかったと考える。このことは、貞享期から元禄期にかけて佐賀藩と争われた脊振弁財嶽国境争論で福岡藩が敗訴した要因の一つでもあったことを拙稿でも明らかにした[*73]。近世前期の黒田家による主な神社外護は、初代藩主長政が太宰府天満宮、箱崎八幡宮、宗像田島社、香椎宮などで歴史的由緒ある元々の大社であり、二代藩主忠之において初めて桜井神社を外護した[*74]。二つ目は、二代藩主忠之は寛政元年藩主就任早々から、初代藩主長政に仕えた大譜代の家臣達との間に亀裂を生じていた。三つ目は、桜井神社浦氏の妻（乗鞍）の託宣的中の名声は忠之にまで及んでいた。これら前提のもと、決定的な出来事が起こるのである。それは二つ目の理由が発展した近世初期の三大お家騒動と言われる黒田騒動である。

寛政九年、家臣栗山大膳利章より幕府に訴えられた忠之は、その数ヶ月前の熊本藩加藤肥後守忠廣の改易[*75]などで危機意識を持ったと推測する。将来を不安に思う忠之はこの乗鞍に祈願する。そして、乗鞍の「霧が晴れる」という予言は的中し、忠之は勝訴するのである。忠之の桜井神社に対する信仰はますます厚くなり、桜井神社浦氏を領国の触頭と任命するのであった。

しかし、桜井神社の触頭としての触下の中小神社支配は、領主の下命とはいえ始終一貫してスムーズにいったとは言えない。吉田家における触頭としての認識も同様であった[*76]。そこには、中小神社という社会集団の持つ特異性（同一意識性や排他性など）にあったと考える。幕府や朝廷または藩などの外護のある大社と違って中小神社の保護者は氏子であるその地域に住む村民であった[*77]。桜井神社が触頭と任命されて百五十年あまり後の文化度の奉幣使発遣でさえ、触下となる中小神社の反発があった。この反発は先にも述べたが、単に触下である中小神社の神職の反発だけではなく、それぞれの神社の氏子達の反発でもあったことは想像に難くない。なぜなら、中小神社の氏神と氏子の関係は先祖から継続であり、暮らしに深く結びついていたからである。また、その神社の歴史的由緒はその氏子達にとって精神的な拠り所でもあった。神社の祈祷は災難から村を護り、それに答えるべく氏子はさまざまな費用を負担する。今回では、京都吉田家許状授与費用や、奉幣使発遣のための吉田家や桜井神社に納める費用[*78]などであった。このように両者の関係は、豊前国より入封してきた領主黒田氏との関係とは本質的にも心理的にも異なるものであったと考える。

領主の下命が中小神社支配関係でない他の支配関係、例えば行政関係[*79]などであれば、直ちに支配命令は貫徹し、このように長い歳月は必要なかったと考える。藩あるいは藩主は、領民を行政面では統制できても民意まで統制することは容易ではない。そのような視点において、高野信治氏は領主による農耕祈願は領民との心意的統合であったと説く[*80]。拙稿でもまた、佐賀藩藩主鍋島氏は（龍造寺氏から鍋島氏へと領主が交代する）、領主としての正当性を龍造寺氏が信仰した千栗社及び背振山信仰の坊社を外護することで龍造寺系家臣及び領民に認識させた[*81]とした。

福岡藩では、近世において三度の香椎宮奉幣使発遣が行われる。延享度奉幣使発遣を布石として、文化度において桜井神社は吉田家本所の触頭（仲介役）としての地位を確立する。吉田家の家老を務めた鈴鹿家に伝来する近世後期（弘化期頃）の成立と考えられている「各国神社宮司神主名控[*82]」には、「筑前福岡領　桜井与土姫社　触頭　大宮司浦下総守[*83]」とあり、「触頭」と記されている。それと平行して福岡藩の触頭桜井神社の支配機能確立し、その伝達ルートは神社関係伝達のみならず、地域領民の災害の被害掌握にも利用されていく。藩は氏神氏子の関係にある神社の信仰組織の伝達ルートを情報収集の一つの手段として利用したと考えられる[*84]。災害における領民の被害掌握は、繋がりの強固な信仰組織を利

用したほうが合理的だとの藩の判断がなかったとは言い切れない。そしてこの神社触頭の伝達ルートは幕末まで続くのである。

高埜利彦氏は福岡藩における奉幣使発遣は香椎宮の大宮司支配強化に寄与した*85としているが、むしろ吉田家の福岡藩における吉田系社家支配の深化、そして福岡藩での神社組織確立及びその強化に寄与したといえるのではないだろうか。

今回取り上げた福岡藩における触頭の中小神社の支配確立の背景には、巨視的には領主と信仰、微視的には中小神社に対する領主と領民（村民）の意識の相違という普遍的な課題が内在していて、香椎宮奉幣使発遣は、結果的に福岡藩、吉田家それぞれの中小神社支配確立の目的達成の一要因になったと考えられる。

註

*1 伊藤邦彦「諸国一宮・惣社の成立」（『日本歴史』第355号、1977年）に詳しい。

*2 村井康彦「国庁神社の登場－惣社の系譜（『日本研究』第12集、国際日本文化研究センター紀要、1995年）12頁。

*3 大社とは、古く神社の格式を大・小または大・中・小に分けたうちの第一位の神社を指していうとされる。近世においては、一般的に諸社の中で由緒ある規模の大きい神社や社格が最上位の神社を指していう。この概念で、それぞれの地域のおける地域大社は呼称されている〔西田かほる「近世における地域大社の実態について－甲斐国八代郡御崎明神を中心に－」（『山梨県史研究』11号、山梨県、2003年）〕42頁。

*4 例えば、神社と朝廷との関係では近世においては神社は一様ではないとしながらも、幕府・藩・朝廷という保護者をもつもの、また、村落神社と改変され変容していくものもあるとする高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』（東京大学出版会、1989年）、同氏編『シリーズ近世の身分的周縁１　民間に生きる宗教者』（吉川弘文館、2000年）や、幕府はそれまで朝廷が保持していた神社の統制権や社法・組織にまで介入しつつも、民心の不安を除去するということにはほとんど無関心であったが、朝廷では、さまざまな祈祷体制を復活させ朝幕逆転へと発展させたとする間瀬久美子「神社と天皇」（永原慶二編『講座・前近代の天皇３　天皇と社会集団』青木書店、1993年）や、井上智勝『近世の神社と朝廷権威』（吉川弘文館、2007年）などがある。

*5 前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』89～94頁など多数。

*6 原田敏明『日本歴史新書　神社』（至文堂、1968年）92～101頁、前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』93頁など多数。

*7 仏教各宗派おいては寺院法度で本末制度を強化し、神道では神祇管領長上吉田家や神祇伯白川家を通じた全国的な社家編成の許可をしたことなど〔米村昭二「近世における神職層と庶民信仰」（『岡山史学』20号、岡山史学会、1967年）〕１～３頁ほか多数。

*8 五ヶ条あり、その第三条で、「無位の社人は白張を着すように、白張以外の装束を着ける時は吉田家の許状を受けること」とあったが、延宝二（一六七四）年、神道裁許状の交付や官位の執奏は必ずしも吉田家に限定されないことが幕府によって命じられた。その後、幕府は天明二（一七八二）十月、先の寛文五年の法度を再交付する。

*9 神職組織に関しての先行研究には次のようなものがある。例えば、北武蔵十二郡の配下神職をとりまとめた勝呂住吉神主を扱った土岐昌訓「近世の神職組織－武蔵国の事例－」（『國學院大學紀要』第12集、1963年）や、神葬祭運動を取り上げ寺院との相克を扱った澤博勝『近世宗教組織と地域社会』吉川弘文館、1999年や、引野亨輔「近世中後期における地域神職編成」（『史学雑誌』巻号111［11］、2002年）や、勤番社家の組織離脱と自立について西田かほる「近世後期における社家の活動と言説－甲州国中・菅田天神社文書を素材として－」（『史學雑誌』第106編第9号、史學会、1997年）などがある。

*10 前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』など。具体的な吉田家との関係については、吉田家の関東役所創立に支配者側の動きがあったことを明らかにした椙山林継「吉田家関東役所の創立と初期活動」（『國學院大學日本文化研究所紀要』45号、国学院大学、1980年）や、吉田家の地方役人組織を詳細に調べた同氏「吉田家国掛役人について」（『國學院雑誌』103巻5号、国学院大学、1980年）や、土岐昌訓『神社史の研究　増補版』（おうふう、1995年）の中の第三章「近世の神社と神職」や、在地の神職が吉田家を利用するという神職の自立動向を重視する本所論の井上智勝「近世本所の成立と展開－神祇管領長上吉田家を中心に－」（『日本史研究』487号、2003年）や、菊田龍太郎「近世前期における地方神職層の活動と吉田家」（『神道古典研究所紀要』第11号、2005年）など多数ある。

*11 触頭に関する先行研究では、近世の神職編成には国

郡制と領主制が関係していたことを明らかにした井上智勝「近世の神職編成と国郡制・領主制」（井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会２　国家権力と宗教』、吉川弘文館、2008年）や、吉田家との関連より全国的に主な藩の触頭の存在形態を扱った同氏「近世の神職組織－触頭を擁する組織を対象に－」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第148集、国立歴史民俗博物館、2008年）などがあり、近年の研究では、惣社制に依拠しない神職編成を扱った菅野洋介『日本近世の宗教と社会』（思文閣出版、2011年）の第四章「惣社制と地方神職の動向」などがある。

*12前掲註（11）井上智勝「近世の神職組織－触頭を擁する組織を対象に－」357頁。

*13前掲註（3）西田かほる「近世における地域大社の実態について－甲斐国八代郡御崎明神を中心に－」58頁。

*14前掲註（10）土岐昌訓『神社史の研究　増補版』の中で、武蔵国の事例を取り上げ、吉田家を利用することで、触頭の地位を保持したことなどが明らかにされている206頁。

*15例えば、『日本国語大辞典』第二版　第八巻、小学館、2001年など。

*16桜井とは、旧藩時代における筑前国志摩郡桜井村のことで、この桜井村にある同一神社を、与止姫（與土姫）大明神、与止姫神社、桜井大明神、などと呼称する。本稿では、先行研究や現在の呼称に倣い桜井神社で統一する。桜井神社の祠官浦氏を桜井大宮司ともいう。なお、特定的史料に注目する際には、当該史料名に忠実に表記する。因みに社号が正式に桜井神社となるのは明治になってからである。

*17この文面の前に、「忠之櫻井の神社を尊敬ありし故、百歳の後は神に崇め奉るべきよし、黒田三左衛門一任かねて忠之へ申しける。臨終の時も此由を申しければ、喜悦の色見え給う（後略）」として、忠之は死後、髪を与土姫社に納め嶋岡大明神と号す。時の社司は浦権頭大輔毎成であった「黒田続家譜巻之六」承応三年の項、（川添昭二校訂福岡古文書を読む会『黒田家譜』第一巻、文献出版、1982年）225～226頁。以下「黒田続家譜」については上記翻刻を参照する。

*18桜井神社の評判は、以下のことからもうかがえる。寛永三（一六二六）年、忠之の譜代家臣栗山大膳（黒田騒動の本となる人物）と黒田美作は小河内蔵丞の不行跡を藩内目付に訴える。訴状の一項目に「桜井参詣」とある。この訴状に対し内蔵丞は、「桜井参詣」は、お召船ではなくお供船で行ったと反論する。このように寛永三年には桜井神社の存在は有名で、忠之の側近が行くほどであるから、当然忠之も桜井神社の評判を認知していたと考える「古林家蒐集文書」（『福岡県史』近世史料編・福岡藩初期上）五四五・五四六号。

*19福岡藩儒者である貝原益軒の弟子竹田定直が記した「与止姫大明神御縁記上下」（「桜井神社文書」宝永七年）桜井神社所蔵。

*20黒田騒動は、栗山大膳事件ともいう。福岡藩二代藩主忠之及びその側近層と栗山大膳利章を中心とする大譜代の高禄家臣たちの対立で、これについては、福田千鶴『幕藩制的秩序とお家騒動』（校倉書房、1999年）、同「黒田騒動」（同編『新選　御家騒動　上』新人物往来社、2007年）がある。二代藩主黒田忠之は寛永元（一六二四）年藩主を就任する。そして間もなくその亀裂は生じ、ついに御家騒動へと発展する。忠之は郡正太夫・倉八十太夫などの少壮側近派を登用した。郡正太夫は新参だが、初代藩主長政晩年の頃に財政面で頭角をあらわし、長政の遺命で五〇〇石加増され都合八〇〇石となり、「国中算用賄」役に任じられた。忠之にも重用され、寛文期には中老五〇〇〇石となった。倉八十太夫は児小姓から忠之に仕え、寛永三年には新地一〇〇〇石を得、同八年には八七四六石の大身となる〔「寛永八年千石以上士付」、福岡県史編纂史料所収。松下志朗「福岡藩の成立と初期藩政の展開」（『福岡県史　近世史料編　福岡藩初期（上）』西日本文化協会、1982年、解説）〕。栗山大膳利章の父は黒田二十四騎の一人に挙げられる栗山備後利安。父の跡を継いで家老となる。黒田長政・忠之二代にわたって補佐した。しかし、倉八十太夫を重用する忠之と対立が深まり切腹を命じられると寛永九年六月、筑前を退去し、忠之に謀叛の企てありと幕府に上訴した。翌十年幕府の法廷で裁かれ、将軍徳川家光の直裁により主君を訴えた罪で盛岡藩南部氏に預けられた。一方忠之に叛意はなかったが不行跡により一旦領地を召し上げられ、父祖（初代藩主長政や藩祖孝高）の勲功に免じて改めて元の領地を与えられた（『黒田家文書』第一巻本編、福岡市博物館、1999年）496～506頁。

*21この祈願は、さまざまな人により諸所で行われたもようで、例えば、黒崎春日神社においても、家臣井上之房が藩祖黒田長政の神霊を相殿に祀って黒田大明神とし忠之の勝訴を祈願したとある（「黒崎駅宗社春日宮国祖黒田宮由緒略記」福岡県史史料162）福岡県立図書館所蔵。

*22貝原益軒の記した「筑前国続風土記」の桜井の項に、「（前略）其年（寛永九年）忠之公甚敬み玉ふ事ありて此神に祈り玉ひしに神の告としてあやしき夢想をみ

玉ひける其後さきのうれはしき雲霧もはれて何のおそれもなく成にしかば此神のちからなりとし玉ひ是よりしていよいよ信仰浅からず浦氏をば則社務職として其子毎成をば京都に遣はし吉田流の神事を学ばしめ唯一神道を守らせ国中社職の惣司とし諸社の神職の輩にも志ある者は浦氏に属せしめ玉ひ佛氏の徒とならずして吉田流に帰せり（後略）」とある。その雲霧とは、黒田騒動であった。「筑前国続風土記」は貝原益軒（1630-1714）が元禄元年に編纂に着手し、宝永六年完成する（貝原篤信『筑前国続風土記』名著出版、1973年）に翻刻あり。

*23前掲註（19）竹田定直「与止姫大明神御縁記」下。

*24桜井神社の唯一神道化は、浦権頭太輔毎春が三代藩主光之に願い出、それまで、社内にあった仏閣を排除する「寛文十三年御用控帳」（「三奈木黒田家文書」2462）の八月二十八日の項に「桜井宮ニ有之仏閣御のけ被成ニ付此所に居申出家本寺へ帰シ可然由代官頭申ニ付達御耳其ニ仕候へと被仰出、根来角太夫へ申渡ス･･･」とある（『九州文化史研究所史料集２　福岡藩　寛文・延宝期御用帳』、九州文化史研究所史料集刊行会、1998年）31頁。光之の山林寄進については、青柳種信「筑前国続風土記拾遺」巻四十九及び、加藤一純「筑前国続風土記附録」巻四十四では、「寛文四年光之之社に山林二万七千三百八十五坪寄附給へり」とあるが、記述の典拠とされたものは書かれていない〔上記翻刻は（青柳種信『筑前国続風土記拾遺』文献出版、1993年）と（加藤一純『筑前国続風土記附録』文献出版、1978年）〕。四代藩主綱政も、度々桜井神社に社参し外護し、元禄年中、羅生門の絵や絵馬などを寄進し社殿の修理などもしている（「黒田新続家譜巻之十」と「黒田新続家譜巻之十一」）。

*25前掲註（11）井上智勝「近世の神職組織－触頭を擁する組織を対象に－」358頁。

*26前掲註（3）西田かほる「近世における地域大社の実態について－甲斐国八代郡御崎明神を中心に－」42頁。

*27桜井神社の福岡藩領の触頭については、河野元子「裁許状をめぐる社家と村－筑前秋月藩社家江藤家を事例として－」（『西南地域史研究』第12集、文献出版、1997年）や、秀村選三偏『九州史料落穂集　第十二冊　筑前国嘉麻郡馬見神社江藤家文書』（文献出版、2001年）や、前掲註（11）井上智勝「近世の神職組織－触頭を擁する組織を対象に－」367頁などがあるが、何れもその触頭確立時期や背景は明らかにしていない。

*28前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』71頁。

*29廣渡正利「浦氏と桜井役所」上下（『西日本文化』254、255号、1989年）。

*30「波多野家文書」は筑前国（福岡藩）遠賀郡尾倉村豊山八幡神社と藤田村春日神社の社家である波多野家の文書で、原史料は現在北九州市八幡東区春の町豊山八幡神社波多野氏所蔵。刊本に能美安男校注『波多野家文書第一輯～第七輯』（第五輯欠損）（豊山八幡神社、1964－1966年）があり、今回これを参考とする。「浦多門達書」の中で「御国中拙者支配之社人・懸社、吉田殿御許状戴き候社･･･」と出てくる。『波多野家文書第二輯』111頁。

*31『波多野家文書第四輯』８～10頁。

*32伊藤文書１。伊藤文書は筑前国（福岡藩）鞍手郡古門村（現福岡県鞍手町）の古物神社の神官伊藤家の文書で、原史料は現在福岡県鞍手町の古物神社伊藤家所蔵。近世においては、九代神官の伊藤常足が有名である。常足は文化元（一八〇四）年から九州全域の地誌編纂を志し、四十年をかけて天保十二（一八四一）年『太宰管内志』八十二冊をまとめ、福岡藩主黒田長溥に提出した。桜井神社との関係も深い。

*33『波多野家文書第二輯』115頁。

*34『波多野家文書第二輯』126頁。

*35『波多野家文書第二輯』126頁。

*36『波多野家文書第二輯』113～114頁。

*37檜垣文庫275－78、287－88（九州大学附属図書館所有）。

*38七社奉幣使とは上七社（伊勢、石清水、加茂、松尾、平野、稲荷、春日）の奉幣使発遣のことで、前回最後は嘉吉二（一四四二）年で、今回約三百年ぶりである。宇佐宮・香椎宮奉幣使発遣は前回最後が正安三（一三〇一）年で、今回約四百年ぶりであった。前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』や、前掲註（9）引野亨輔「近世中後期における地域神職編成－『真宗地帯』安芸を事例にして－」などに詳しい。近世においての奉幣使は基本的に甲子革令の年に年号を改め七社奉幣使と宇佐・香椎宮奉幣使が行われた。

*39例えば、①奉幣使発遣を幕府の政治的・経済的主導権のもとにあった朝廷が、幕府のもとから自立する要因の一つと捉えるものに、高埜利彦「近世奉幣使考」（『歴史学研究』500、1982年）〔のち前掲註（4）同氏『近世日本の国家権力と宗教』に再収〕などがある。②奉幣使発遣と吉田家の支配の深化については多くの研究があり、その中の一つで引野亨輔氏は、奉幣使発遣の道中での安芸国山県郡の神職集団の事例を取り上げ、延享度においては吉田家は地域充足的な広島藩領の神職集団を前にほとんど効果をあげることはなかったとした〔前掲註（9）同氏「近世中後期にお

ける地域神職編成」〕。③排仏という面からは、朝廷が「穢れ」を嫌うとする見方を広汎な階層に示し朝廷の存在を刻印したとする〔櫻井成昭「延享度文化度宇佐宮奉幣使記録」(『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館紀要』9号、大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館、1996年)〕などがある。④交通史関連では、岡山宿での奉幣使の人馬使用について幕府規定の無賃人馬数より四倍以上の使用人馬が無賃で使用された〔藤澤晋『近世封建交通史の構造的研究』福武書店、1977年〕ことや、備前藩での奉幣使の通行時の街道宿駅と助郷の資料より街道筋の助郷の負担を紹介している〔内藤二郎「奉幣使をめぐりて」(『駒大経営研究』13号、1982年)〕などがある。藩の関与という点においては福岡藩においても共通点が見られる。

*40筑紫豊「福岡藩の吉田神道と排仏運動」(『西南地域史研究』第四輯、文献出版、1980年)、前掲註(4)高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』第二章、前掲註(29)廣渡正利「浦氏と桜井役所」などがある。また、宇佐神社奉幣使発遣の記録の史料紹介をした前掲註(39)櫻井成昭「延享度並文化度宇佐宮奉幣使記録」や、文化度の香椎宮奉幣使発遣の費用を調べた能美安男「文化革令香椎使の費用支出」(『福岡県地域史研究』第13号、福岡県地域史研究所、1995年)などがある。

*41〔黒田新続家譜〕巻二六。

*42香椎宮文書29－3。

*43門司文書「覚　九月二日京都ヨリ御社寺所へ申来ル」の項。

*44「諸国社中人別帳」によれば、元文・寛保期に吉田家が九州において地方組織として把握していたのは、肥前(平戸藩・唐津藩・島原藩・佐賀藩・長崎)、肥後(熊本藩・人吉藩)と壱岐、対馬だけである〔井上智勝「近世本所の成立と展開－神祇管領長上吉田家を中心に－」(『日本史研究』487号、2003年)〕122頁。

*45前掲註(43)の史料(「覚」のタイトル)でも理解できるように、吉田家より福岡藩寺社奉行へ伝達が行われている。この書簡を社家頭取である門司家は各社中へ触したと考えられる。高埜利彦氏は、「延享度奉幣使発遣において、幕府は香椎宮神職に対して黒田筑前守に照会の上黒田家家来を通じて香椎宮への伝達を依頼した、このことは幕府の寺社奉行が、神社・社家への直接の伝達ルートを持っていないことを意味しているとしている。また、同氏は、福岡藩においては領国支配ルートを経由した」(前掲註(4)同氏『近世日本の国家権力と宗教』57～58頁)としているが、この件に関して、筆者の認識は微妙に異なる。確かに、神社は寺院ほどの統制がとれていなかったことは認めるが、この香椎宮へ奉幣使が立てられる旨の奉書は、まず、幕府老中松平伊豆守信祝より福岡藩主黒田継高宛ての江戸留守役へ達せらた。また、朝廷の執奏である吉田家より福岡藩家老立花勘左衛門へ伝達があったため、家老立花勘左衛門より香椎宮へ伝達が行ったと考える。近世において初めての奉幣使発遣であることと、朝廷との関係上からも、このような伝達を直接幕府の寺社奉行から、福岡藩の寺社奉行へとは考えにくい。当該時、福岡藩では町奉行が寺社奉行を兼任していた。因みに、延享元年十二月十三日香椎宮は正式に寺社奉行の直支配となる〔香椎宮文書(「香椎宮続編年記」香椎宮所蔵)〕。

*46伊藤文書216。

*47伊藤文書176。

*48江藤氏は、筑前国嘉麻郡(当該時、福岡藩の支藩秋月藩に属しているが、奉幣使発遣では福岡藩として扱われている)の馬見神社社家で江藤家文書が残されている。原史料は現在福岡県嘉麻市嘉穂町馬見の馬見神社社家江藤家所蔵。史料の刊本として、秀村選三編『九州史料落穂集　第十二冊　筑前国嘉麻郡馬見神社江藤家文書』(文献出版、2001年)がある。今回、この史料集を参考とする。『江藤家文書』と略記する。

*49『江藤家文書』22。

*50河野元子「裁許状をめぐる社家と村－筑前秋月藩社家江藤家を事例として－」(『西南地域史研究　第12集』文献出版、1997年)511頁。

*51伊藤文書1。

*52伊藤文書216－3、6。

*53伊藤文書218など。

*54香椎宮文書32(「香椎宮奉幣使記」香椎宮蔵書)。

*55伊藤文書216－7。

*56伊藤文書216－8。

*57伊藤文書216－15。

*58伊藤文書216－6、8、11、12、14、15。

*59伊藤文書216－1～23。

*60伊藤文書216－10。

*61『波多野家文書第七輯』21～22頁。

*62伊藤文書3922、3926。

*63『江藤家文書』18、19。

*64『江藤家文書』87。

*65例えば、(「門司文書」2－49)の文久元年の改元に付いての触状では、寺社奉行から、桜井神社へ、桜井神社から社家頭取へ、そして社家中へ触したあと、印判し差し返すよう伝えている。このように桜井神社触頭による中小神社支配機能は幕末まで続くのである。

*66宇和文書Ｂ－43。宇和家は表粕屋郡山田村の神職で社家頭取である。山田村斎宮・六所大明神・老松天神・下山田村若宮八幡宮・猪野村水取権現などに奉仕する（松崎武俊氏所蔵）。

*67【史料５】宇和文書Ｂ－43の続きで、寺社奉行から桜井神社（浦信濃守）へ出された触状はその後、桜井大宮司より社家頭取宇和相模に伝達され、社家中へ伝達される。

右御触之趣被得其意組合中江も早々被相達候尤右有無シ之儀重畳吟味之上一組印壱紙指出ヲ以来廿九日限り無遅滞当役所江可被申出候事延引等儀決而不相成候条其心得触状参着次第早速可被申出候　以上

桜井大宮司

九月十六日

宇和相模殿

*68福岡藩の農村支配機構においては、宝暦十二年以来続いた五郡奉行制は解体し、文政元年に新たに郡奉行―郡代という支配機構が成立する〔柴多一雄「幕藩制中・後期農村支配機構に関する一考察－福岡藩五郡奉行制を中心に－」（『福岡県史　近世研究編　福岡藩一』西日本文化協会、1983年）〕。

*69鈴鹿一学「口上之覚」（廣渡正利『香椎宮史』文献出版、1997年）461頁。

*70香椎宮文書（香椎宮蔵書31）によれば、文化度においては、三百八十人あまりが行列をなしたとあるが、その内訳を詳細に記録したものは今のところ見当たらない。文化度においても、青柳から香椎までの行列はあったと考える。

*71前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』75頁。

*72前掲註（10）土岐昌訓『神社史の研究　増補版』。

*73拙稿「脊振弁財嶽国境争論にみる国絵図と地域信仰」（『福岡地方史研究』第48号、2010年）。

*74拙稿「近世国境争論にみる佐賀藩領主と地域信仰―脊振弁財嶽国境争論を素材として―」（『地方史研究』354号、2011年）。

*75寛永九（一六三二）年五月二十二日、加藤肥後守忠廣は、江戸参府途上、品川宿で入府を止められ上使稲葉正勝より改易の沙汰があった。

*76吉田家との関係においても、当然、触下の中で歴史的由緒の古い神社との関係のほうが早かった。

*77産神・産子、氏神・氏子の関係である。寛文七年、伊藤淡路守毎重（常信）が京都吉田家の許状を受けるための産子よりの奉加帳がある（伊藤文書171）。

*78伊藤文書216－29・31・32。

*79例えば、郡奉行などの農村支配機構の役人など。前掲註（68）。

*80高野信治『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館、1997年、第９章、第10章、第11章。佐賀藩上層家臣である神代鍋島氏は、知行地において雨乞いを中心とする除災祈願＝農耕祈願を積極的に執行し、一方で種々の年中行事を通じて領民に対する支配措置としての心意統治を実現、自らの領主支配を在地で実現する陪臣・宗教者を編成する儀礼をもなしていた。村方祭礼は単に農民独自の年中行事ではなく、給人領主にとっても、通常の支配業務に優先して傘下する公的儀礼であった。

*81佐賀藩においては、近世において龍造寺氏から鍋島氏へと領主権が交代する。鍋島氏は龍造寺氏が信仰していた背振山信仰（天台宗）を継承することで、龍造寺氏系家臣団及び領民に藩主交代の正当性を認識させる〔拙稿「脊振弁財嶽国境争論と鍋島氏」（『財団法人鍋島報效会研究助成研究報告書』第5号、財団法人鍋島報效会、2011年）〕。これは、平成22年度財団法人鍋島報效会研究助成による研究成果の一部である。

*82「吉田神社鈴鹿家文書」（明治大学博物館蔵）使用した内容は次註。

*83前掲註（11）井上智勝「近世の神社組織－触頭を擁する組織を対象に－」361頁には本所吉田家の神職編成の一覧表がある。この表では筑前福岡領では桜井神社と別枠に、宗像辺津宮、同瀛津宮（安永二年、桜井触下被除之）、同中津宮（天保十五年、直支配被仰付）、香椎宮（延享元年、座主支配被除之）、宇美宮（文化十三年、座主支配被除之）、住吉宮（文化十三年、座主支配被除之）、櫛田祇園社、太宰府天満宮とある。これらは、福岡藩において寺社奉行直支配であるため別枠に記載されている。住吉宮における寺社奉行直支配の詳細については、横田武子「神社支配をめぐる座主と社家の抗争と社家の妻の家意識」（『福岡県地域史研究』18号、西日本文化協会、2000年）に詳しい。

*84ここで、庄屋→組頭→組頭取の行政ルートが機能していなかったとは考えない。なぜなら、「庄屋木村源七日記」（「筑前国黒崎宿藤田村庄屋木村源七日記」、北九州市八幡区黒崎町木村康人所蔵）にもみられるように、年貢収納期である九月十月前後には頻繁に大庄屋や組頭と連絡を取っている。上記は1968年、能美安男氏による謄写版がある（北九州市立図書館蔵）。

*85前掲註（4）高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』71頁。「吉田家にとっては、香椎宮の大宮司支配強化に寄与したことのほかに、筑前国の社家支配・組織化にも有効なものになった」とあるが、氏の「香椎宮の大宮司支配強化」とは、この奉幣使発遣で、両部神

道である香椎宮において社僧と社家との対立があり、吉田家の仏教に対する規制に対し別当護国寺は輪王寺支配をたてに拒絶する騒動があったことに依拠すると考える。また、氏は「奉幣使発遣で香椎宮に参集した総社家四百余人の圧力などは、香椎宮における大宮司の位置を高めることに有効に作用したであろう」としていて、このような「香椎宮内での大宮司支配」という観点での氏の見解と思われる。因みに香椎宮は寺社奉行の直支配であるので、他の神社を支配することも、また、他の神社から支配されることもない。

The Control of the *Furegashira*(触頭)over Regional Shrines in the Pre-modern Period: the Relations between Dispatching Imperial Messengers(奉幣使発遣)to Kashii Shrine(香椎宮)and *Furegashira* of Sakurai Shrine(桜井神社)in the Fukuoka Domain

Yuriko TANAKA

The term "*Furegashira*" was introduced by studies on the control of the *furegashira* (触頭) : a shrine appointed as a head of the Shinto priest organizations which were under the control of a particular feudal clan (藩) during the pre-modern period.

The purpose of this study is to examine how a Shinto shrine with a lower rank was able to control other shrines with higher ranks. In this paper, I closely examined the dispatch of the imperial messengers, or *Hōheishi-hakken* (奉幣使発遣) , to Kashii shrine in the Fukuoka domain, which happened three times—1744, 1804, and 1864—throughout the pre-modern period.

In previous studies, *furegashira* were often venerable Shinto shrines with a long history and a high, or the highest, ranking status. However, Sakurai shrine in the Fukuoka domain had a short history and a low status, yet it was appointed to become *furegashira* by the second feudal lord of the Fukuoka domain, KURODA Tadayuki. It is believed his unwavering faith in the Sakurai Shrine is what lead to its granting of this status.

The Sakurai shrine faced difficulties in controlling the other smaller and medium sized shrines of varying statuses, and those with higher status showed hesitation to obey the *furegashira* (Sakurai shrine's) commands.

When the first Imperial messenger was sent, on the surface, the other Shinto priests and *Ujiko* (氏子), (local residents who worship the same guardian deity) seemed to recognize Sakurai shrine's new status of *furegashira*. In reality, however, they completely ignored this fact. It was after the visit of the second Imperial messenger that Sakurai shrine's status of *furegashira* was finally recognized by other Shinto priests.

In can be said, therefore, that the Imperial messengers had a significant influence on the ability of Sakurai shrine *furegashira* to gain control over other shrines of the Fukuoka feudal clan, as well as the *furegashira* of *Yoshidake-honjo* (吉田家本所, the head of the Shinto school).